平成２２年（フ）第６７号
青森県八戸市大字大久保字行人塚２番地396、前住所青森県八戸市大字大久保字下大久保26番地28
債務者　深川弘治郎
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７２号
青森県八戸市吹上１丁目11番37号　小沢アパート３号
債務者　平戸　　透
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第７６号
青森県八戸市大字妙字向野場２番地１、前住所青森県八戸市新井田西１丁目19番３号
債務者　五十君国弘
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２２年（フ）第５１号
山形県東置賜郡高畠町大字安久津232番地
債務者　木村　ゆか
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第５４号
山形県南陽市宮内1176番地の20
債務者　竹内　裕美（旧姓信田）
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第６１号
山形県南陽市二色根３番地の14
債務者　工藤まゆみ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２２年（フ）第３０８号
埼玉県桶川市大字倉田407番地の11
債務者　森谷　繁雄
1　決定年月日時　平成22年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第６６号
新潟県十日町市山本町805番地８
債務者　猪沢久美子
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第６７号
新潟県長岡市上樫出2160番地
債務者　中澤　和宏
1　決定年月日時　平成22年４月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第７８４号
名古屋市守山区四軒家２丁目111番地　スカイハイツ森孝303号
債務者　長坂　京子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８６２号
名古屋市天白区植田東３丁目311番地
債務者　高木マルシェルリータ
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８１号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ13棟204号
債務者　佐藤　義裕
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第８８２号
名古屋市北区喜惣治２丁目177番地　喜惣治荘Ｔ13棟204号
債務者　佐藤　光子
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２１６号
愛知県岡崎市緑丘１丁目11番地３
債務者　佐野　秀樹
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第２２８号
愛知県岡崎市西本郷町字和志山75番地　市営和志山荘３号棟104号
債務者　下園　正之
1　決定年月日時　平成22年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２２年（フ）第３３号
三重県志摩市磯部町渡鹿野４番地１
債務者　上村　嘉弘
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第１８号
滋賀県長浜市上野町355番地、前住所滋賀県長浜市南呉服町７番34―101号
債務者　西村さよ子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２２年（フ）第２１号
滋賀県長浜市大宮町５番７号
債務者　藤井　幸和
1　決定年月日時　平成22年４月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年６月７日まで
大津地方裁判所長浜支部破産係